

新市まちづくり計画

平成16年8月

海南市・下津町合併協議会

平成27年7月変更

令和2年12月変更

海南市

目 次

I. はじめに	1
1. 合併の必要性	1
2. 計画策定の方針	2
II. 新市の概況	4
1. 位置と地勢	4
2. 気候	4
3. 面積	5
4. 人口	5
5. 産業	6
III. 新市の課題	7
IV. 将来ビジョン	9
1. 新市の将来像	9
2. まちづくりの目標	10
3. まちづくりの基本方針	11
4. 将来の人口フレーム	13
5. 土地利用の基本的構成	13

V. 新市の重点施策	16	
VI. 新市のまちづくり施策	17	
1. 《便利で快適なまちづくり》	【都市基盤の整備】	18
2. 《健やかで安らかなまちづくり》	【保健・医療・福祉の充実】	20
3. 《安全で住みよいまちづくり》	【生活環境の整備】	22
4. 《活力あふれる産業のまちづくり》	【産業・観光の振興】	24
5. 《豊かな心と文化を育むまちづくり》	【教育・文化の充実】	26
6. 《みんなでつくるまちづくり》	【連携・交流の促進】	28
7. 《まちづくりの推進に向けて》	【行財政改革の推進】	29
VII. 県事業の推進	30	
VIII. 公共的施設の適正配置と整備	31	
IX. 財政計画	32	

I. はじめに

海南市及び下津町は、J R紀勢線や近畿自動車道など交通網の発達と相まって、京阪神及び和歌山市近郊地域として都市化が進み、着実な発展を遂げてきました。

両市町は隣接する自治体として旧来から通勤、通学、商圈等の日常生活圏において一体の地域を形成しており、相互の結びつきの強い地域です。そのような中、これからのまちづくりにおいては、従来の行政区域を越えた広域的な対応が強く求められています。

またこれからの自治体では、少子高齢社会・地方分権の進展などへの対応や、国・地方を通じた極めて厳しい財政状況の中で、より効率的な行財政運営の確立に努めるとともに、住民が求める質の高いきめ細かな行政需要に対応することが急務となっています。

このような状況の中、限られた予算で将来にわたる住民ニーズに的確に応えるとともに、行政サービスを低下させることなく、維持・向上させることが必要であり、これらに対応するために、市町村合併は有効な方策の一つと考えられています。

このような背景から、海南市及び下津町は、平成15年5月1日に「海南市・下津町合併協議会」を設置し、市町村合併に向けた種々の取り組みを行ってきました。

1. 合併の必要性

(1) 地方分権化の加速と行政能力の向上の必要性

地方分権の進展により、市町村は、自己決定・自己責任の原則のもとで、効率的な行財政運営を行っていくことが求められています。

そのためにも、今後は、組織体制の整理や再編成を行い、専門的な知識をもつ職員の確保、育成、配置などに取り組み、市町村の行政能力を高めていく必要があります。

(2) 財政基盤の強化・効率化の必要性

国、地方とも苦しい財政事情にある中、国は補助金や負担金の見直しと縮減、税源移譲、地方交付税見直しの三位一体の改革を進めていくとしています。

海南市と下津町においても、税収入が減少しつつある中、歳入を地方交付税、

国県支出金、地方債などの依存財源に頼っているのが現状であり、これまでのような行財政運営が困難となることが予想されます。

したがって、今後は財政基盤の強化を図るとともに、人件費の削減や事務事業の統廃合などによる行財政運営の効率化を図ることが必要となってきます。

(3) 住民ニーズの多様化への対応

国際化、情報化の進展に伴う社会経済システムの変化、人口減少や高齢社会の到来による地域社会の変化により、住民ニーズが多様化しています。特に少子高齢社会の進展や地域経済の活性化などに対し、より専門的で高度な行政サービスの提供が求められており、そのための体制整備が必要となります。

(4) 日常生活圏の拡大への対応

道路や鉄道などの交通網の整備、車社会の進展、大規模商業施設の立地などにより、通勤、通学、買い物など、私たちの日常生活圏はますます拡大しており、住んでいる市町村の枠を越えています。

海南省及び下津町においても、古くから結びつきが強く、通勤・通学や消費行動などの住民の日常生活圏で密接な関係にあることから、今後も地域全体の発展を念頭においた、一体的な行政施策を展開していくことが求められています。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、海南省、下津町の合併後の新市におけるまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展をめざすものとします。

なお、この計画に基づくより詳細かつ具体的な内容については、合併後、新市において策定する総合計画（基本構想、基本計画及び実施計画）に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「基本方針」、「主要施策」、「公共的施設の統合整備に関する事項」及び「財政計画」を中心として構成するものとします。

(3) 計画の期間

本計画における「主要施策」、「公共的施設の統合整備に関する事項」及び「財政計画」は、合併年度及びこれに続く20年間について定めるものとします。

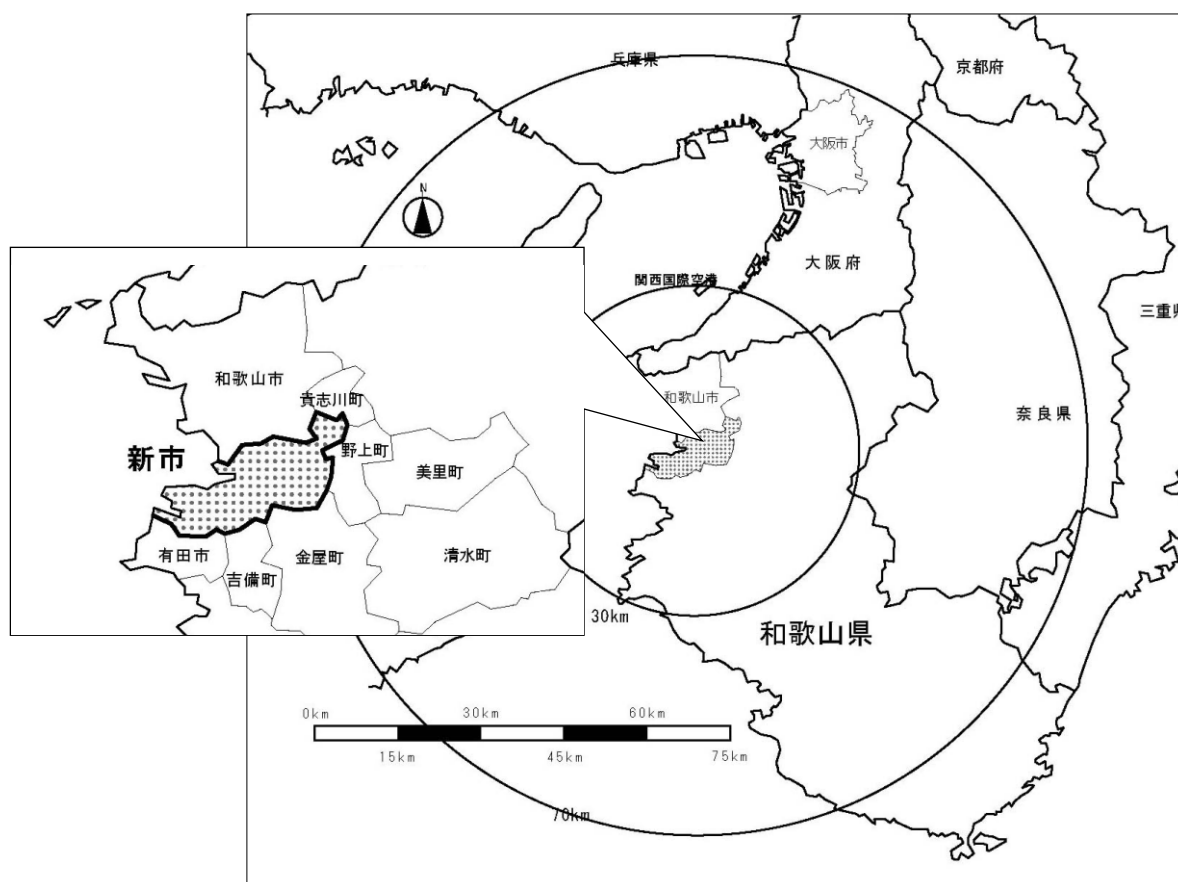
Ⅱ. 新市の概況

1. 位置と地勢

新市は、和歌山県の北西部に位置し、北部は和歌山市に、南部は有田市に、東部は野上町、貴志川町、金屋町、吉備町に接しています。

また、大阪都心部まで約60km、関西空港まで約30kmの距離となっています。地形的には、中央に藤白山脈、南に長峰山脈が走り、西に紀伊水道を臨んでいます。

■位置図



2. 気候

気候帯は瀬戸内気候と南海気候に属しており、晴天の日が多く、黒潮の影響により比較的温暖な気候となっています。

気温は年間平均約18.5℃で、山間部ではやや低温となっています。

年間の降水量は約1,200mmとなっており、概ね冬に少なく、春から夏にかけて多くなっています。

3. 面積

新市の面積は101.18km²で、東西約20km、南北約11kmにわたっています。

土地利用状況は、農地が24.2%、山林が38.9%、宅地が10.6%、その他の土地利用が26.3%となっています。

4. 人口

平成12年の国勢調査によると、新市の人口は60,373人で、平成7年の国勢調査に比べ3.6%減少しています。

年齢別人口は、年少人口比率が13.3%と全国平均の14.6%、和歌山県平均の14.9%より低く、また、生産年齢人口比率についても62.2%と全国平均の67.9%より低く、和歌山県平均の63.9%も下回っています。一方、老年人口比率は24.4%と全国平均17.3%を大きく上回るとともに、和歌山県平均の21.2%も上回っており、高齢化が進んでいるといえます。

■人口・世帯数の推移

(単位：人、世帯)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	67,218	64,390	62,634	60,373
世帯数	19,660	19,808	20,265	20,668
1世帯当人員	3.4	3.3	3.1	2.9
年少人口	12,835	10,562	9,170	8,047
(0～14歳) (%)	19.1%	16.4%	14.6%	13.3%
生産年齢人口	44,372	42,857	40,435	37,580
(15～64歳) (%)	66.0%	66.6%	64.6%	62.2%
老年人口	10,007	10,969	13,029	14,699
(65歳～) (%)	14.9%	17.0%	20.8%	24.4%

資料：国勢調査

(注) 総人口には年齢不詳の人口が含まれています。

5. 産業

産業別の就業人口比率は、平成12年で第1次産業が10.4%で全国平均の5.0%を大きく上回っています。農業では、果樹栽培が盛んであり、また水産業では、5つの漁業組合を有し、沿岸漁業が盛んなことによります。

第2次産業は31.1%で全国平均の29.5%よりもやや高くなっています。漆器や日用家庭用品、家具などの地場産業や、沿岸部の石油・鉄鋼・電力業への就業人口が多いことによります。

第3次産業は58.2%で全国平均の64.3%よりも低くなっています。主な産業はサービス業や、卸売・小売業、飲食店の就業人口が多く占めていますが、商業である卸売・小売業、飲食店においては、商店数、従業者数、年間販売額が減少傾向にあります。

就業人口については、第3次産業の就業人口はやや増加していますが、第1次、第2次産業で減少していることにより、総就業人口は減少傾向にあります。

■産業別就業人口の推移

(単位：人)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総就業人口	31,919	31,085	30,618	28,573
第1次産業	4,145	3,563	3,446	2,964
構成比 (%)	13.0%	11.5%	11.3%	10.4%
第2次産業	11,092	11,091	10,705	8,878
構成比 (%)	34.7%	35.7%	35.0%	31.1%
第3次産業	16,648	16,363	16,424	16,630
構成比 (%)	52.2%	52.6%	53.6%	58.2%

資料：国勢調査

(注)総就業人口には分類不能の就業人口が含まれています。

Ⅲ. 新市の課題

新市の特性をはじめ、関連計画におけるまちづくりの方向、住民の意向、合併の必要性等から、新市のまちづくりの課題を次のように整理します。

①快適で便利な暮らしの実現

本地域は、生活道路の整備や公共交通機関の充実など、身近な生活基盤に関する要望が大きい状況です。特に湾岸沿いを南北に縦断する国道42号や市域を東西に横断する国道370号の幹線道路整備や、交通体系の整備を進め、新市の一体性を強化することが必要です。

また、若い世代が住み続けられる暮らしやすい環境の整備が課題ですが、そのためには、新市が持つ豊かな自然景観と都市的な利便性を兼ね備えたまちの魅力を生かしながら、都市機能の充実をはじめ、道路網や上下水道などの生活基盤の整備を進めなければなりません。

②誰もが安心して暮らせるまちの実現

近年の少子高齢社会の進行により、本地域では、今後さらに人口の減少が見込まれます。特に高齢化の進行が著しく、高齢化率が平成27年には既に30%を超えている見通しとなっています。

新市では高齢者福祉や子育て支援などのサービスの向上をはじめ、学校教育や生涯学習の充実、青少年の健全な育成、文化活動の振興等が求められています。

また、近い将来発生が予想されている東南海・南海地震への備えなど、防災・防犯対策等の充実に努めるなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めなければなりません。

③産業振興による活力の向上

長引く景気低迷や産業構造の変化により、工業、商業、農林水産業など新市の産業は総じて大変厳しい状況が予想されます。

このような中で、それぞれの業界が活力の向上を図っていくためには、従来の産業形態にとらわれず、地域産業の特色を生かしながら、時代のニーズに対

応した付加価値の高い産業の形成をめざさなければなりません。

また、中心市街地にある商店街のにぎわいは活力あるまちづくりに欠かせないものであり、今後は専門的で、個性豊かな商店の形成に努め、魅力ある商店街づくりが必要となります。

④地球にやさしいまちの実現

経済活動の拡大に伴う、資源エネルギーの消費の増大などにより、地球温暖化や酸性雨など、地球規模での環境問題に対して、地域においても環境への負荷を低減する取り組みが求められています。

⑤住民参画による、連携・交流の促進

これからのまちづくりにおいては、住民が行政に積極的に参画する、住民参加型のまちづくりが求められています。

新市では、まちづくりの担い手の育成をはじめ、住民と行政の役割分担の明確化や支援等の協働の仕組みづくりを進めるとともに、住民同士の連携・交流の促進に取り組むことが必要です。

IV. 将来ビジョン

1. 新市の将来像

これからのまちづくりでは、地域の特性を生かし、地域の一体性を築きながら誰もが安心して住み続けられるまちをめざし、よりきめ細やかな施策を展開していきます。

以上の観点から、新市がめざすべき将来像を

「元気 ふれあい 安心のまち 海南」

として掲げ、その実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

元気 ふれあい 安心のまち 海南

まちづくりの目標

地域の特性を生かした活力あるまちづくり

地域の一体性を重視したまちづくり

安心して住み続けられるまちづくり

2. まちづくりの目標

新市の将来像を実現するため、3つのまちづくりの目標を掲げ、これらを具現化する7つのまちづくりの基本方針を設定します。

目標①

地域の特性を生かした活力あるまちづくり

- 地域の「個性と特性」を生かした特色あるまちづくり
- 活力に満ちた産業都市の創出

目標②

地域の一体性を重視したまちづくり

- 世代間、産業間、地域間の「連携」と「交流」を生み出す体制づくり
- 人と人、人と自然がふれあう交流都市の創出

目標③

安心して住み続けられるまちづくり

- 子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる生活環境づくり
- 安全で快適な住環境の創出
- 健全な行財政基盤の実現

まちづくりの基本方針

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 《便利で快適なまちづくり》 | 5 《豊かな心と文化を育むまちづくり》 |
| 2 《健やかで安らかなまちづくり》 | 6 《みんなで作るまちづくり》 |
| 3 《安全で住みよいまちづくり》 | 7 《まちづくりの推進に向けて》 |
| 4 《活力あふれる産業のまちづくり》 | |

3. まちづくりの基本方針

1 《便利で快適なまちづくり》

【都市基盤の整備】

新市では、従来から進めてきた道路や上下水道、河川、港湾等の都市基盤の整備を引き続き進め、都市の骨格形成と都市機能の適正な配置を推進します。

また、駅周辺などの市街地の整備をはじめ、地域の一体性を確保するための道路や交通体系の整備など、都市基盤の整備充実を進めるとともに、利用目的に応じた計画的な土地利用を図り、機能的で快適なまちづくりを進めます。

2 《健やかで安らかなまちづくり》

【保健・医療・福祉の充実】

全国的に少子高齢化が進行する中で、生きがいの持てる高齢社会や安心して子育てのできる社会づくりが求められています。

そのため、日常的な健康管理や健康増進によって、より多くの人が健康的な生活を営めるよう、保健・医療体制の充実に努めます。

また、高齢者や障害者などの不安を解消し、だれもが安心して生きがいを持って暮らせる地域社会づくりを進めます。その中で地域福祉活動の拠点として身近な既存施設の有効利用を図り、地域に根ざした福祉対策を展開するとともに、少子化対策として安心して子育てができる環境づくりを進めます。

3 《安全で住みよいまちづくり》

【生活環境の整備】

新市では、すべての人にとって住みよく、住み続けたいまちの実現に向け、定住促進のための良好な住環境整備や、自然環境の保全に努めるとともに、公園・緑地の整備充実や地域に適応した景観形成を推進するなど、利便性と自然環境との調和の中で暮らせる地域づくりに努めます。

また、すべての人の安全を確保するために関係機関や団体、地域と連携し、消防・防災体制の充実や、防犯・交通安全対策を進めます。

さらに、ごみの減量化、資源の有効活用を図るなど、環境への負荷の少ない社会の実現に向けた取り組みを推進します。

4 《活力あふれる産業のまちづくり》

【産業・観光の振興】

農業については、果樹栽培を中心に高品質作物の安定生産等の取り組みを進めるとともに、作業の省力化や後継者の育成に努めます。

水産業については、漁港施設の整備をはじめ、育てる漁業や観光漁業の展開による地域の活性化を図ります。

工業については、製造業をはじめ漆器や日用家庭用品、家具等の地場産業の活性化に向けて、消費者ニーズに対応した商品づくりを支援します。また、地元雇用結びつく産業の振興に努めます。

商業については、商業者等の主体的な活動を支援し、中心市街地をはじめ、地域商業の活性化を進めます。

また、新しい分野の起業の支援や新たな産業立地等を受け止められる基盤施設の充実を進め、雇用の創出に努めます。

さらに、自然資源や、歴史資源など豊かな地域資源を生かし、観光の振興を図ることで、活気に満ちた魅力あるまちづくりを進めます。

5 《豊かな心と文化を育むまちづくり》

【教育・文化の充実】

学校、家庭、地域社会の連携を図り、心豊かで健やかに生きる子どもたちの育成に努めるとともに、少子化や高度情報社会の進展、国際化などの新たな時代の変化に対応した教育を充実します。

また、住民の生涯学習、スポーツ、芸術文化などの多様なニーズに対応した環境づくりを進めるとともに、熊野古道をはじめ数多くの歴史的・文化的資源の保全活用や地域に根ざした文化が育つまちをめざします。

さらに、人権教育・啓発の推進体制の充実に努めるとともに、男女共同参画社会の実現をめざします。

6 《みんなでつくるまちづくり》

【連携・交流の促進】

新市では、地域コミュニティを大切にし、各地域の一体性の強化をめざすとともに、新市全体の活力づくりに向けた国内外の連携・交流を進めます。

また、地域づくりのリーダーとなる人材の育成をはじめ、地域住民によるまちづくり活動を支援するなど、連携・交流のまちづくりを進めます。

さらに、住民と行政の役割を明確化し、住民参画による開かれた行政を推進します。

7 《まちづくりの推進に向けて》

【行財政改革の推進】

多様化・高度化する行政需要に対応するため、行政能力を強化し、組織機構の見直しにより職員の定員適正化等を推進するとともに、自主財源の確保に努め、新市の財政基盤強化を図ります。

「住民が主人公」を基本に、行政改革を積極的に推進し、最少の経費で最大の効果を生む効率的な事業の執行に取り組みます。

また、行政の透明性の拡大や説明責任など住民から信頼される行財政運営を心掛けます。

4. 将来の人口フレーム

新市の総人口の推移をみると、年々減少する傾向がうかがえます。

しかし、今後、新市のまちづくりのさまざまな施策に取り組むことにより、新市の活力維持・発展につながっていくものと考え、まちづくり計画の目標年度とする令和7年度の人口として、第2期海南市人口ビジョンの推計より概ね45,700人を目標とします。

5. 土地利用の基本的構成

新市の土地利用のあり方については、**【北部都市ゾーン】**、**【南部都市ゾーン】**、**【田園居住ゾーン】**、**【山間農地ゾーン】**、**【港湾・海辺ゾーン】**の5つのゾーンに大別し、それぞれのゾーンごとに適切な土地利用の誘導を図ります。

[北部都市ゾーン]

新市の中央部については、[北部都市ゾーン]として位置づけます。中心市街地を含み、新市の拠点であるこの地域では、商業・サービス業の集積や、都市型住宅地の整備を図り、都市生活拠点に向けた土地利用を図ります。

[南部都市ゾーン]

新市の南西部については、[南部都市ゾーン]として位置づけます。新市南部の拠点として整備するとともに、周辺の農業生産基盤と住環境との調和のとれた都市的な土地利用を計画的に進めます。

[田園居住ゾーン]

新市の北東部については、[田園居住ゾーン]として位置づけます。新市東部の拠点として整備するとともに、緑豊かな自然環境や田園景観の保全を図りながら、農業生産と住環境の調和がとれた計画的で秩序ある土地利用を進めます。

[山間農地ゾーン]

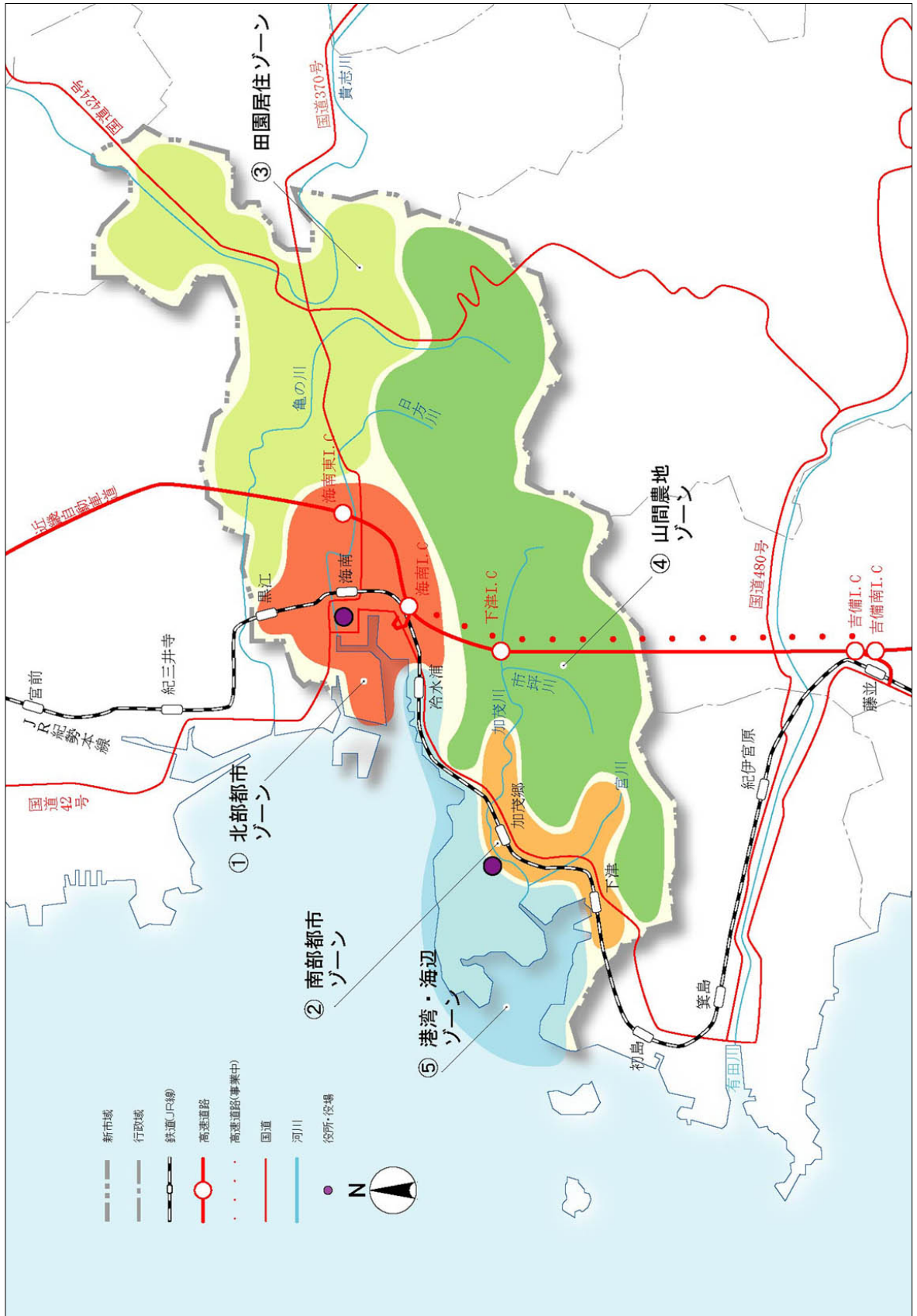
新市の南東部については、[山間農地ゾーン]として、果樹栽培等の農業振興を図るとともに、森林や自然環境の保全・活用に努めます。

また、この地域には歴史的資源が数多く存在しており、これらの資源と一体性のある周辺景観の保全に努めます。

[港湾・海辺ゾーン]

新市の西部については、[港湾・海辺ゾーン]として、港湾施設の活用や、自然海岸の保全、海洋性スポーツレクリエーションの拠点として多目的な利用を図ります。

■ 土地利用の基本的構成図（ゾーン図）



V. 新市の重点施策

新市の将来像「元気 ふれあい 安心のまち 海南」を実現するための7つのまちづくりの基本方針に基づいた施策に取り組む中、特に、定住人口の維持・増加を目的として、住民が安心して住み続けることができ、また利便性の高い生活環境の実現を図るための優先的かつ重点的に取り組む施策を以下のように整理します。

(1) 防災対策の推進

新市において、住民が安心して生活できるよう、来るべき東南海・南海地震をはじめとするあらゆる災害に備えた総合的な防災対策を推進します。

学校施設等の避難施設の耐震機能の整備充実を図るなど災害に強いまちづくりを推進します。

また、子どもから高齢者までのすべての住民を対象とした防災に関する啓発や情報提供を積極的に進めるとともに、住民主体の自主防災組織の育成を促進するなど、危機管理体制の充実を図ります。

(2) 生活道路の整備

新市の各地域の一体化や利便性の向上をめざし、住民の日常生活に密着した生活道路の整備を促進します。

新市の各地域や、周辺市町村との連携・交流を促進するため、国道・県道の渋滞緩和に向けた整備に取り組むとともに、特に、身近な生活道路である市道の計画的な点検・見直しを進め、利便性や緊急度に応じた、舗装、改修、拡幅等の整備を促進し、都市機能と居住環境の向上を図ります。

(3) 子育て支援の推進

少子高齢社会の進行に対応し、安心して子育てができ、住み続けられるまちづくりをめざし、子育て支援施策を推進します。

子育てと働くことが両立でき、安心して子どもを産み、育てられる環境を整備するため、幼稚園での3歳児保育や預かり保育、保育所での延長保育や一時保育、また、障害児の状態に応じた保育・療育に努めるなど、住民のニーズや社会情勢に対応した保育環境の充実を進め、積極的な子育て支援の展開に努めます。

VI. 新市のまちづくり施策

7つのまちづくりの基本方針に基づき、以下のように整理します。

1 《便利で快適なまちづくり》 【都市基盤の整備】	○道路網の整備
	○河川等の整備
	○公共交通機関の充実
	○港湾の整備
	○上水道の整備
	○下水道の整備
	○土地の有効活用
2 《健やかで安らかなまちづくり》 【保健・医療・福祉の充実】	○保健・医療体制の充実
	○社会福祉の充実
	○高齢者福祉の充実
	○児童福祉・子育て支援の充実
	○障害児（者）福祉の充実
3 《安全で住みよいまちづくり》 【生活環境の整備】	○住環境の整備充実
	○公園・緑地の整備充実
	○環境への負荷の少ない社会の実現
	○自然環境の保全・活用
	○消防・防災体制の充実
	○防犯・交通安全の推進
4 《活力あふれる産業のまちづくり》 【産業・観光の振興】	○農林水産業の振興
	○商工業の振興
	○観光・レクリエーションの振興
	○雇用の充実
5 《豊かな心と文化を育むまちづくり》 【教育・文化の充実】	○学校教育の充実
	○生涯学習の充実
	○青少年の健全育成
	○文化・スポーツの振興
	○人権の尊重
6 《みんなでつくるまちづくり》 【連携・交流の促進】	○交流の促進
	○住民の参画と地域コミュニティの育成
7 《まちづくりの推進に向けて》 【行財政改革の推進】	○行財政改革の推進
	○行政サービスの機能強化

1 《便利で快適なまちづくり》

【都市基盤の整備】

（1）道路網の整備

- ・地域の均衡ある発展を促進するため、国道42号や370号の交通渋滞の早期解消に向けて取り組むとともに、国道424号や県道などの幹線道路網の整備拡充、都市計画道路・市道の整備により幹線道路網のネットワークの強化を図ります。
- ・日常的な生活に密着した生活道路網については、計画的な点検・見直しを進め、利便性や緊急度に応じた、舗装、改修、拡幅等の整備を進め、便利で快適な住環境基盤の形成を推進します。

（2）河川等の整備

- ・浸水などの水害の発生を未然に防止するため、計画的な河川や排水路の改修による治水対策を進めます。

（3）公共交通機関の充実

- ・京阪神都市圏への通勤、通学の利便性の向上のため、JR阪和線の延伸による大阪方面への直通電車の乗り入れの実現に向けて、関係機関へ要望するとともに、バス路線等の充実を促進し、市民の利便性の向上に努めます。

（4）港湾の整備

- ・港湾施設の整備とともに、今後の新市における港湾機能の向上に努めます。

（5）上水道の整備

- ・必要水量の確保、老朽化した施設・設備の更新整備、水道未普及地域の解消等水道施設の拡充整備を進めます。
- ・将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、経営基盤の強化や施設全般の整備等に関し、水道整備計画を策定します。

(6) 下水道の整備

- ・公共水域の水質保全や衛生的で快適な生活環境を確保するため、市街地、平野部・山間部集落など、地域の特性に応じた下水道施設の整備の促進を図ります。

(7) 土地の有効活用

- ・新市の総合的な視点に立ち、時代の変化や土地利用状況に応じた有効な土地の活用を図ります。

主要施策	主要事業の概要
道路網の整備	道路、橋りょうの新設改良事業
	県道改良事業（県事業）
河川等の整備	河川・排水路整備事業
	河川整備事業（県事業）
港湾の整備	港湾施設整備事業
	港湾施設整備事業（県事業）
上水道の整備	水道施設整備事業
	必要水量の確保
下水道の整備	下水道施設整備の促進

2 《健やかで安らかなまちづくり》

【保健・医療・福祉の充実】

(1) 保健・医療体制の充実

- ・地域における医療ニーズに対応した適切な医療サービスが提供できるよう、市民病院を中核とした地域医療体制の充実を図ります。
- ・保健福祉センターを拠点とし、乳幼児から高齢者までの一人ひとりのライフステージに応じた予防対策や健康づくりを推進し、各種検診や健康診査の拡充を図るとともに、受診率の向上に努めます。

(2) 社会福祉の充実

- ・地域での福祉活動と保健・医療が相互に連携をとりながら、地域福祉を計画的・総合的に展開していくため、地域福祉計画を策定し、その推進に努める中で地域福祉活動の中核的機能を担う社会福祉協議会の活動や機能充実を支援します。

(3) 高齢者福祉の充実

- ・高齢者が健康で安心して暮らすことができるよう、高齢者間の相互支援をはじめ、保健・医療・福祉部門が連携をとりながら、健康づくりや介護予防を重視し、生活や健康状態に応じたきめ細かな福祉サービスの充実を行います。
- ・シルバー人材センターの充実や世代間交流の推進をはじめ多面的な生きがい対策の展開を図るなど、総合的な高齢者支援対策の強化に努めます。
- ・地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、老人クラブ等の活動の場の確保についての取り組みを支援していきます。また、地域活動や文化伝承、ボランティア活動など、高齢者が社会参加できる機会の拡大に努めます。

(4) 児童福祉・子育て支援の充実

- ・多様化する保育ニーズに対応するため、0歳児保育、一時保育、延長保育、学童保育など、きめ細かな保育事業の展開に努めるとともに、次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育てを支援する各種施策を総合的に推進します。

- ・望ましい保育環境を創出するため、保育施設の整備を行うとともに、適正配置の実現に努めます。
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために、相談指導体制を充実させるとともに、各関係機関との連携を図りながら福祉の向上に努めます。
- ・児童虐待防止対策を進め、心身ともに健全な児童育成を図ります。

(5) 障害児（者）福祉の充実

- ・障害児（者）の自立と生活の充実を支援し、安心して地域の中で暮らすことができるよう相談・指導体制の充実に努め福祉サービスの充実を図ります。
- ・障害児（者）の交流と積極的な社会参加を促進するため、障害児（者）支援対策の充実に努めます。

主要施策	主要事業の概要
保健・医療体制の充実	医療施設の充実
	保健事業の推進
社会福祉の充実	地域福祉計画の策定
高齢者福祉の充実	介護予防・地域支え合い事業
児童福祉・子育て支援の充実	各種保育の充実
	保育施設整備事業
	保育施設の適正配置
障害児（者）福祉の充実	障害児（者）支援事業

3 《安全で住みよいまちづくり》

【生活環境の整備】

(1) 住環境の整備充実

- ・住みよく、住み続けたいまちを実現するため、良好な住環境の整備に努めます。
- ・若者を中心とした定住人口の増加を促進するため、民間による良好な住宅地開発を誘導します。

(2) 公園・緑地の整備充実

- ・住民の憩いやふれあいの場であり、災害時における避難場所や延焼防止空間などとしての役割を担う、各種の公園や広場、ポケットパークの整備に努めます。

(3) 環境への負荷の少ない社会の実現

- ・地域をとりまく環境状況や負荷要因等について、定期的かつ継続的な調査・検証を行い、国の定める環境基準を指標として、地域における環境管理に努めるとともに、各種行政分野において、環境への負荷の低減に向けた取り組みを推進します。
- ・環境負荷の低減を最優先としたうえで、ごみの適正処理に係る各種施策の展開を図ります。

(4) 自然環境の保全・活用

- ・恵まれた自然環境を地域全体で守り育て、環境と共生したうらおいのある生活都市をめざすため、住民の環境保全や環境美化に関する意識の高揚を図り、住民と行政が一体となって環境の保全に取り組むとともに、住民の安らぎや憩いの場として活用します。

(5) 消防・防災体制の充実

- ・地域防災計画を策定し、東南海・南海地震をはじめとするあらゆる災害に備え、学校施設等の避難施設を含めた公共施設の耐震機能の整備充実を図るとともに、防災設備や資機材の整備充実を推進します。

- ・住民自らが取り組む自主防災組織の育成を促進します。
- ・消防や救急の拠点施設の機能を整備充実するとともに、消火・救急活動を円滑に行うため、新市全域をカバーする通信体制の整備をはじめ、消防施設や機材の充実を図ります。

(6) 防犯・交通安全の推進

- ・犯罪の防止に向けて、各地域における防犯活動の一層の推進、関係機関との連携強化などを促進します。
- ・交通安全対策については、交通安全教育を徹底し、交通安全意識やマナーの啓発、高揚を図るとともに、交通安全対策事業を進め、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。

主要施策	主要事業の概要
公園・緑地の整備充実	公園・緑地整備事業
環境への負荷の少ない社会の実現	合併処理浄化槽設置等の促進
	ごみ減量化及び資源リサイクルの推進
消防・防災体制の充実	防災対策事業
	自主防災組織の育成
	公共施設耐震補強事業
	防災施設整備事業
防犯・交通安全の推進	消防施設整備事業
	防犯対策事業
	交通安全対策事業

4 《活力あふれる産業のまちづくり》

【産業・観光の振興】

(1) 農林水産業の振興

- ・農業については、みかん、もも、びわなどの果樹栽培や園芸作物を中心に高品質作物の安定生産などの取り組みを進めるとともに、農業生産基盤の整備を図り、作業の省力化や中核農家及び後継者の育成に努め、農業の振興と農地の保全を図ります。
- ・水産業については、漁港施設の整備をはじめ、育てる漁業など増養殖漁業の促進により経営基盤の強化を図るなど、新たな漁業経営の確立に向けた取り組みを促進・支援します。また、海洋性レクリエーションや観光漁業の展開により地域の活性化を図ります。

(2) 商工業の振興

- ・工業については、伝統産業である漆器をはじめ日用家庭用品や家具、繊維製品などの地場産業の活性化に向けて、新製品の開発など消費者ニーズに対応した商品づくりを支援するとともに、助成制度などの活用を促進し、経営基盤の強化に向けた取り組みを行います。
- ・商業については、中心市街地をはじめとする地域商業の活性化を進めるため、魅力ある商店街づくりや空き店舗対策など、商店街の主体的な活動への支援や、助成制度等による経営基盤の強化に努め、新市内での購買を促進します。

(3) 観光・レクリエーションの振興

- ・海岸や山間地などの恵まれた自然をはじめ、熊野古道や文化財などの歴史的・文化的資源、わんぱく公園や海釣り公園などのレクリエーション施設を有効に活用し、観光の振興を図ることで、活気に満ちた魅力あるまちづくりを進めます。

(4) 雇用の充実

- ・先端産業の集積基盤を生かした起業の支援や新たな産業立地の受け皿としての基盤施設の充実により企業誘致を推進するとともに、商工関係団体やハローワークなどの関係機関との連携を強め、助成制度の活用を促進することにより、就労機会の確保に努めます。

主要施策	主要事業の概要
農林水産業の振興	果樹栽培支援事業
	農業生産基盤整備事業
	水産基盤整備事業
商工業の振興	中小企業支援事業
	伝統産業・地場産業支援事業
	商業活性化支援事業
	中心市街地活性化事業の推進
観光・レクリエーションの振興	観光資源整備事業
	観光資源のネットワーク化、情報発信の推進
雇用の充実	企業誘致促進・支援事業
	起業支援事業

5 《豊かな心と文化を育むまちづくり》

【教育・文化の充実】

(1) 学校教育の充実

- ・心豊かで健やかに生きる子どもたちを育成するため、学校、家庭、地域社会の連携を図ります。また、少子化や高度情報社会の進展、国際化などの新たな時代の変化に対応した教育内容の充実に努めます。
- ・子育て支援施策として、預かり保育・3歳児保育を推進します。
- ・望ましい教育環境の創出のため、幼稚園、小学校及び中学校施設の整備を行うとともに、適正規模化・適正配置の実現に努めます。
- ・高等学校については、合併後の早い時期に一つの高等学校に統合するとともに、将来計画を策定します。

(2) 生涯学習の充実

- ・生涯にわたる学習活動や地域のコミュニティ活動を推進することにより、生きがいのある生活の実現を図ります。また、生涯学習活動の拠点となる中核施設及び公民館等生涯学習関連施設の整備充実に努めるとともに、これら施設間の効率的なネットワーク化を図ります。
- ・住民の多様な学習意欲や学習活動に対応した生涯学習を推進するため、より一層充実した推進体制づくりに努め、各種教室や講座等を開催し、生涯にわたる学習機会の提供や学習サークル及びリーダーの育成を図ります。

(3) 青少年の健全育成

- ・地域と連携を図りながら、青少年の健全育成の推進体制づくりに取り組むとともに、組織団体の育成や活性化に努めます。
- また、青少年の主体的な活動を促進・支援することで、多様な活動のできる機会づくりを拡充します。

(4) 文化・スポーツの振興

- ・すぐれた文化、芸術に接する機会を充実するとともに、住民の自主的な文化・芸術活動を支援します。また、多くの貴重な文化財の保存と活用を図ることにより、文化の香り高いまちづくりを推進します。
- ・健康を増進し、住民相互のふれあいを創出するため、住民の誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を充実させるとともに、体育施設の整備を図ります。

(5) 人権の尊重

- ・一人ひとりの人権が尊重され、住民がお互いに支え合うことができる社会をめざし、人権についての正しい理解と人権尊重意識の高揚を図るため、人権教育・啓発や相談・支援体制の充実に努めます。
- ・男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の推進に努めます。

主要施策	主要事業の概要
学校教育の充実	「生きる力」を育む教育の推進
	学校施設整備事業
	学校の適正規模化・適正配置の推進
生涯学習の充実	生涯学習関連施設の整備充実
	生涯学習活動の促進・支援
	生涯学習機会の提供
青少年の健全育成	組織団体の育成、活動の支援
文化・スポーツの振興	文化事業の推進
	体育施設の整備・充実
	スポーツ・レクリエーション活動の推進
人権の尊重	人権教育・啓発事業
	男女共同参画推進事業

6 《みんなで作るまちづくり》

【連携・交流の促進】

(1) 交流の促進

- ・住民の交流を促進し、地域の速やかな一体性の実現を図るため、基金を設置するとともに、合併記念イベントや、文化施設・スポーツ施設を交流拠点の核と位置づけたさまざまなイベントの実施など、交流機会の提供に努めます。
- ・日常生活圏の拡大など社会経済情勢の変化に対応するため、周辺市町村との連携・交流を図ります。
- ・国際化時代の進展に対応し、青少年の国際交流機会の拡充を図るとともに、住民の主体的な国際交流活動を促進し、支援します。

(2) 住民の参画と地域コミュニティの育成

- ・まちづくりは、住民と行政との協働作業であるという認識のもとに、住民が積極的にまちづくりに参画することができる機会や情報の提供を行います。
- ・住民の自主的、主体的なまちづくり活動を育成・支援し、住民参加によるまちづくりを進めるとともに、ボランティアやNPO（特定非営利活動法人）など主体的にまちづくり活動に取り組む人材の育成に努めます。
- ・自治組織などの地域における自主的なコミュニティ活動を促進するとともに、支援の充実を図ります。

主要施策	主要事業の概要
交流の促進	地域間交流事業の推進
	国際交流事業の推進
	(仮称) 合併市町村振興基金設置事業
住民の参画と地域コミュニティの育成	住民参画の促進
	広報広聴事業の充実
	コミュニティ施設整備事業
	コミュニティ活動の支援

7 《まちづくりの推進に向けて》 【行財政改革の推進】

(1) 行財政改革の推進

- ・多様化・高度化する行政需要に対応するため、事務改善や職員の定員適正化を図るなど行政改革を積極的に推進し、効率的な行政運営と水準の高い行政サービスの提供に努めます。
- ・行政コストの削減や自主財源の安定的な確保に努めることなどにより、財政基盤を強化し、事務事業の効率的・効果的な執行に努めます。

(2) 行政サービスの機能強化

- ・行政事務の効率化を推進するため、新市の組織機構を再編します。
また、災害時の防災拠点機能を備えるとともに、行政サービスの充実を図るため、庁舎の整備を行います。
- ・行政サービスの効率化と住民の利便性向上のため、電子自治体に向けての基盤整備に努めます。

主要施策	主要事業の概要
行財政改革の推進	行政改革の推進
	財政運営の健全化
行政サービスの機能強化	庁舎整備事業
	電子自治体の推進

Ⅶ. 県事業の推進

Ⅵ. 新市のまちづくり施策で整理した主要施策のうち和歌山県などが主体となって実施する事業について再整理します。

主要施策	主要事業の概要
道路網の整備	県道改良事業（再掲）
河川の整備	河川整備事業（再掲）
港湾の整備	港湾施設整備事業（再掲）

Ⅷ. 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、既存施設の有効利用を図りながら、地域の特殊性や地域間のバランス及び財政事情等を考慮し、逐次検討していくことを基本とします。

なお、合併に伴う旧庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、必要な機能の整備を図ります。

Ⅸ. 財政計画

新市における財政計画は、平成17年度から令和7年度までの21年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や現在の財政制度などを勘案しながら、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、合併に伴う主な変動要因や節減経費を反映させるとともに合併特例債等の財政措置を勘案しています。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

(歳入)

(1) 市税

市税については、現行制度を基本として、過去の実績から推計し算定しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、市税の状況や普通交付税の算定の特例（合併算定替）を考慮して算定し、合併特例債などの償還に伴う各年度の普通交付税算入分を別途試算した上で加算しています。

(3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

(4) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等により算定し、扶助費の増加等に伴う補助金及び普通建設事業費にかかる補助金を見込んでいます。

(5) 繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金、減債基金等を有効に活用するものとします。

(6) 地方債

地方債については、新市まちづくり計画における主要事業及びその他の普通建設事業の実施に伴う地方債（合併特例債・通常債）及び臨時財政対策債を見込んでいます。

(歳出)

(1) 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減及び合併による特別職職員の減を見込んでいます。

(2) 物件費

物件費については、過去の実績に合併による経費削減効果と需要の増加を勘案して見込んでいます。

(3) 扶助費

扶助費については、過去の実績に高齢化の進行による増加額を見込んでいます。

(4) 補助費等

補助費等については、過去の実績及び一部事務組合負担金のうち将来における確定要素を見込んでいます。

(5) 公債費

公債費については、合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、合併特例債等合併後の新たな地方債に係る償還見込み額を加えて算定しています。

(6) 繰出金

繰出金については、過去の実績により算定しています。

(7) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市まちづくり計画における主要事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

○歳入

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地 方 税	7,473	7,870	8,373	8,361	7,551	7,558	7,646	7,728	7,511	7,309	6,972	7,080	7,094	6,960	6,995	6,798	6,654	6,646	6,620	6,491	6,470
地 方 譲 与 税	500	633	250	246	236	227	241	227	207	190	192	203	201	204	211	200	202	204	204	206	206
利 子 割 交 付 金	51	37	48	45	40	38	33	29	28	23	19	13	20	19	9	14	14	14	14	14	14
配 当 割 交 付 金	26	37	41	18	14	17	19	22	42	76	56	33	44	34	40	40	40	40	40	40	40
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35	32	31	6	6	5	4	4	54	37	46	16	42	28	21	29	29	29	29	29	29
地 方 消 費 税 交 付 金	497	507	499	475	493	493	469	460	456	554	950	855	893	948	900	1,127	1,127	1,127	1,127	1,127	1,127
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7	8	9	8	6	9	8	6	6	6	5	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	83	83	83	82	51	40	35	43	37	16	30	28	41	42	23	0	0	0	0	0	0
環 境 性 能 割 交 付 金															6	17	15	15	15	15	15
法 人 事 業 税 交 付 金																43	178	178	178	178	178
地 方 特 例 交 付 金	214	170	45	83	79	98	77	24	24	25	26	27	27	32	137	40	40	30	30	30	30
地 方 交 付 税	5,944	5,681	5,040	4,967	5,178	5,865	6,013	5,915	5,912	6,099	6,384	6,162	5,993	5,947	6,076	6,220	6,102	6,042	6,025	5,996	5,893
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10	10	11	10	9	9	9	8	7	6	6	6	5	4	4	4	4	4	4	4	4
分 担 金 及 び 負 担 金	166	249	161	173	251	199	212	212	186	193	162	77	75	87	72	65	65	65	65	65	65
使 用 料 及 び 手 数 料	441	421	406	387	394	399	442	475	471	497	523	485	461	460	424	431	431	431	431	431	431
国 庫 支 出 金	1,811	1,969	2,218	2,554	3,175	3,175	2,697	2,567	2,625	3,242	2,916	3,141	3,447	3,025	3,877	9,442	2,893	2,938	3,164	3,082	2,875
県 支 出 金	2,034	1,158	1,169	1,257	1,298	1,559	1,540	1,502	1,491	1,715	1,658	1,741	1,620	1,640	1,716	1,802	1,691	1,513	1,487	1,489	1,507
財 産 収 入	25	35	38	34	177	40	63	80	140	343	103	80	157	74	106	141	74	74	74	74	74
寄 附 金	0	0	0	1	12	2	2	4	59	8	117	100	131	144	245	229	227	227	227	227	227
繰 入 金	261	283	603	1,398	1,053	84	12	5	738	19	369	15	689	862	658	1,018	423	303	382	266	365
繰 越 金	833	115	261	104	164	48	117	128	87	209	823	953	731	352	159	150	0	0	0	0	0
諸 収 入	470	307	359	403	324	349	346	278	308	308	375	417	460	431	572	858	443	676	427	427	427
地 方 債	4,526	2,305	2,774	3,116	4,472	2,669	2,559	3,456	4,881	3,908	2,687	4,106	3,764	2,562	3,787	4,726	2,151	2,218	2,355	2,226	2,171
歳 入 合 計	25,407	21,910	22,419	23,728	24,983	22,883	22,544	23,173	25,270	24,783	24,419	25,542	25,899	23,859	26,041	33,398	22,807	22,778	22,902	22,421	22,152

○歳出

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人 件 費	6,465	5,527	5,320	5,012	4,735	4,480	4,354	4,688	4,558	4,658	4,657	4,506	4,487	4,562	4,407	4,580	4,506	4,459	4,408	4,370	4,341
物 件 費	2,898	2,740	2,763	2,762	2,776	2,826	2,941	2,509	2,505	2,645	2,606	2,466	2,761	2,746	2,946	3,848	3,179	2,970	2,917	2,878	2,899
維 持 補 修 費	174	159	137	129	111	91	93	90	95	97	120	111	114	139	155	111	111	111	111	111	111
扶 助 費	2,790	2,655	2,854	2,993	3,111	3,761	3,906	3,794	3,831	4,099	4,000	4,315	4,197	4,051	4,193	4,330	4,193	4,193	4,194	4,194	4,195
補 助 費 等	1,940	1,964	2,005	3,458	2,554	1,956	1,996	2,298	4,895	2,651	2,552	1,983	1,882	2,094	2,329	8,486	1,950	1,939	1,940	1,836	1,846
公 債 費	2,794	2,877	3,145	3,283	3,267	3,279	3,353	3,351	3,414	3,318	4,096	3,516	3,355	3,621	2,875	3,109	3,108	3,137	3,220	3,077	3,014
投資の経費(普通建設事業費・災害復旧事業費)	4,179	3,042	3,715	3,380	5,919	3,039	2,610	2,768	2,641	3,722	2,512	4,707	5,077	3,447	5,803	5,903	2,803	2,963	3,077	2,995	2,735
積 立 金	1,824	315	124	220	13	450	310	208	375	135	130	280	371	9	16	36	11	11	11	11	11
投資及び出資金・貸付金	29	15	14	17	5	398	251	796	82	178	204	215	243	182	129	233	225	244	242	135	154
繰 出 金	1,889	1,915	1,938	2,120	2,224	2,206	2,252	2,354	2,375	2,457	2,589	2,712	2,680	2,639	2,648	2,762	2,721	2,751	2,782	2,814	2,846
歳 出 合 計	24,982	21,209	22,015	23,374	24,715	22,486	22,066	22,856	24,771	23,960	23,466	24,811	25,167	23,490	25,501	33,398	22,807	22,778	22,902	22,421	22,152